

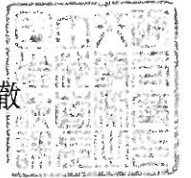
国海査第203号の2  
平成30年8月31日

一般社団法人日本船舶品質管理協会

専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省

海事局検査測度課長 重富 徹



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則等の一部改正について（通知）

標記について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則等の一部を改正する省令（平成30年国土交通省令第66号）が平成30年8月31日付けで公布され、同日付で施行されました。

つきましては、別添のとおり改正の概要及び案文を送付いたしますので、関係各位への周知方よろしくお取り計らい願います。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則等の一部を改正する省令案について

1. 改正の背景

MARPOL 条約附属書 VI の定めるところにより、船舶が航行する際に使用する燃料油に含まれる硫黄分濃度の基準が海域毎に指定されている。2016 年 10 月に開催された国際海事機関（IMO）の第 70 回海洋環境保護委員会において、2020 年 1 月から一般海域を航行する船舶は、船舶燃料油中の硫黄分濃度を 0.1%以下とすることが決定されている。また、同附属書においては同等の手段を講じることも認めており、その代替手段である硫黄酸化物放出低減装置について、これまで技術基準、使用方法等の要件を定めてきたところ。

今後、一般海域において排出規制が強化されることを踏まえ、上記装置が日本船舶に搭載される見通しとなったことから、当該物件を船舶検査における予備検査制度等の対象とする改正を行う。

2. 改正の概要

下記省令における対象物件に、硫黄酸化物放出低減装置並びに硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置及び硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置の 3 物件を追加する。

- (1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和 58 年運輸省令第 39 号）
  - ・ 予備検査制度の対象物件
- (2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和 58 年運輸省令第 40 号）
  - ・ 製造等事業場及び整備事業場の認定制度の対象物件
- (3) 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和 58 年運輸省令第 41 号）
  - ・ 型式承認制度の対象物件

3. スケジュール

公 布 ・ 施 行 平成 30 年 8 月 31 日